

「労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（案）に関する御意見の募集について」
に対して寄せられた御意見について

令和 7 年 1 1 月 1 8 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和7年8月22日から令和7年9月21日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計12件の御意見をいただき、うち11件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【施行期間について】 公布から施行が短すぎる。運用上問題があるので日程について改善が必要。公布から施行が3カ月では現場が混乱する。GHS分類公表から2年で施行を目指すのであれば、公表から3カ月以内にパブコメを終了させて公布を行う必要がある。機械的な作業なので、特段に時間がかかる要素は皆無である。GHS分類自体が適切であれば、パブコメで問題となるコメントは無いはず。万一、(100通を超えるような)大量のコメントが提出されたとしても、6か月以内には作業を完了できるはずであり、であれば日程的なインパクトは無い。(そのような炎上状態であれば、それはどこかが異常であり、別途議論を行うべきなので問題点のみ切り離すべき) 施行までに2年間の猶予期間を設けるとのことですが、その間に労働災害が発生	現行の皮膚等障害化学物質等は、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和5年7月4日付け基発 0704 第1号）」の通達により対象物質を示しており、本告示は、これを告示に定めるもので、対象物質を変更するものではないことから、適用日は令和8年1月1日としています。 また、新たに皮膚等障害化学物質等を追加する等の告示改正を行う際には、SDSの修正及びリスクアセスメントの適正な実施のための準備期間を設けるため、該当物質の含有の調査等、SDSの修正、リスクアセスメント及びばく露防止措置の準備期間として、政府GHS分類の公表から約2年間（削除は即日適用）の施行を予定しています。 なお、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第594条の3第1項において、皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され

	する可能性があると感じます。事業者によるサプライチェーン間の当該物質の調査に6か月、ITシステムの整備や保護具の選定・手配に6か月の計12か月あれば猶予期間としては十分であると考えます。 化学物質による健康障害防止を迅速に行うためには、国によるGHS分類結果の公表時に即時、皮膚等障害化学物質等として関係規定が適用されることでよいのではないか。 厚生労働大臣の定める告示として示され、そこからSDSの作成、SDSの交付、リスクアセスメント実施となれば、GHS分類結果の公表から、さらにタイムラグが発生する。各事業者には、化学物質管理者が選任されていることから、作業員（化学物質取り扱い者）にとっては、現行の運用が好ましいと考えられる。	若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなもの以外の物質については、保護衣の使用に係る努力義務を置いています。そのため、国が行う化学物質の有害性の分類（以下「政府GHS分類」という。）で「皮膚腐食性・刺激性」等の項目で区分が設定された物質についても、告示が適用されるまでの間は、保護具の着用が努力義務となっています。
2	【既に皮膚等障害化学物質等として適用されている物質の施行日について】 本案では、国が行うGHS分類の結果、令和7年3月31日までの間に「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当すると分類されたものの、皮膚等障害化学物質等としての適用期日を、令和8年1月1日としています。 一方、令和3年度から令和5年度までの間に国がGHS分類を行い、危険性又は有害性があるとされたものの通知は、令和9年4月1日から施行されるため、通知の1年以上前に、皮膚等障害化学物質等としての適用期日が来ることになります。より実行性のある運用とするため、皮膚等障害化学物質等としての適用期日を、通知義務の施行日より後に設定することを一考いただけますと幸いです。	現行の皮膚等障害化学物質等は、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和5年7月4日付け基発0704第1号）」の通達により対象物質を示しており、本告示は、これを告示に定めるものです。 そのため、ご指摘の令和3年度から令和5年度の政府GHS分類を含め、政府GHS分類の結果、令和7年3月31日までの間に「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当すると分類されたものについては、既に皮膚等障害化学物質等として関係規定が適用されており、本告示については、現行の皮膚等障害化学物質等の対象物質を変更するものではないことから、本告示の適用日は令和8年1月1日としています。

	また、令和6年度に国がGHS分類を行い、危険性又は有害性があるとされたものについては、どの物質に、いつから通知が義務とされるのかも未だ公布されていない認識ですので、これら物質の皮膚等障害化学物質等としての適用期日については、本案の令和8年1月1日ではなく、今後、公布される改正政省令において定められる通知の施行日を考慮の上、設定していただけたら幸いです。	
3	【皮膚等障害化学物質等のリスト公開について】 実務上は、CAS番号の記載された対象物質一覧を参照して対応を進めているため、政府GHS分類を公表してから告示、およびCAS番号の記載された対象物質一覧の公開までのタイムラグはなるべく短くしていただきたいです。 それが難しければ、政府GHS分類の公表から適用までの期間を長くとっていただき、CAS番号の記載された対象物質一覧が公開されてから2年近くの対応期間を確保できるように調整いただきたいです。	厚生労働省ホームページで公表している皮膚等障害化学物質等のリストについては、告示改正の告示日には公表を行うことにより、施行までに十分な期間を設けることとしています。
4	【対象物質の裾切値等の明確化について】 告示案の考え方には賛成するが、対応が不十分である。物質毎の裾切値の示し方を明確化されたい。対象となる物質の指定と裾切値の指定は同じ文書で同時に示されないと齟齬、混乱をきたす恐れがある。 対象化学物質リストを維持する必要があり、改正時には差分も明確化されなければならない。 国が行うGHS分類の参照先は告示で具体的に明確化されねばならない	裾切値については、対象を規定する本告示及び本告示の施行通達において示すこととしています。 厚生労働省ホームページで公表している皮膚等障害化学物質等のリストを更新する際は、改正箇所が分かるようにしています。 告示で規定する政府GHS分類については、具体的な有害性クラスを特定した記載としています。
5	【混合物の濃度について】 概要文記載の「(3) (1)又は(2)の物質を含有する製剤その他の物」は、	「(3)の製剤その他の物」は、(1)皮膚刺激性有害物質又は(2)皮膚吸収性有害物質を一定以上の濃度で含有している混

	(1) 皮膚刺激性有害物質又は(2) 皮膚吸収性有害物質のものを自社で希釈して使用する等、SDSを作成・交付する必要がない事業者が、分類方法がわからずに使用することを想定したものと推察致しますが、基準となる濃度の記載がなく、ごく微量でも含有していると対象となってしまう、対象が拡大されすぎると考えます。 「(1) 又は(2) の物質を含有する製剤その他の物については、健康有害性の分類ガイダンスにある加成方式等により実施したGHS分類の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に該当する物、あるいは、分類が不明な場合は(1) 又は(2) の物質を含有する製剤その他の物全て」としてはいかがでしょうか。	混合物を想定しており、対象となる混合物の濃度の下限値（裾切値）については、本告示及び本告示の施行通達において示すこととしております。
6	【皮膚等障害化学物質等の把握等について】 皮膚等障害化学物質はがん原性物質よりもはるかに数が多いため、事業者にとっては、リストだけで該当物質が含まれているかの判別は至難である。告示は保護具着用の即効性を高める意図であろうが、実際の動きとしてはSDSを受け取って物質を把握してからになる。国としてはリストを出して終わりであろうが、確実性を求めるのであれば事業者任せにせず、寄り添った対応が必要である。 GHS分類と安全衛生法では物質名の表記が違う。(例：テトラメチルスズ→すず及びその化合物) 安全衛生法の大まかな名前では何の物質を指しているかが分からず、どういった保護具を選定すればいいか決定できないため、GHS分類名を併記してほしい。 この改正ではリスクアセスメントが省かれるため、該当物質があるだけで保護具	皮膚等障害化学物質等については、厚生労働省等のホームページにおいて、化学物質の有害性の分類（政府GHS分類）の名称と安全衛生法令の名称、CAS登録番号を併記する形でリストを公開しています。 そもそも安衛則第594条の2第1項において、皮膚等障害化学物質等は、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが<u>明らかな</u>化学物質等としており、裾切値を超える皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する際には、不浸透性の保護衣等の適切な保護具の着用義務が定められています。なお、必要な保護具の選定等に当たっては有害性の程度、作業態様、ばく露の程度等を踏まえてご判断いただくものと考えています。

	着用となる。すでにリスク低減措置をとって保護具不要としているところも着用が必要となり、無駄な手間が発生する。すでに対策している場合はどうなるのか。	
7	【関連通達等について】 ①通達「化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」(平成 15 年 8 月 11 日基発第 0811001 号)の別紙 2 および別表 3 には、眼や皮膚の保護具の備え付けを要するとされている化学物質が列挙されていますが、この中には「2 告示案の概要」の(1)にも(2)にも該当しない化学物質がいくつかあります。該当する化学物質については、その化学物質を取り扱う労働者に対して眼や皮膚の保護具を着用を命じる義務は無いが、保護具を備え付ける義務は有る、そしてこの通達に書かれていることは告示案とは独立した内容で、まだ有効である、という解釈でよろしいのでしょうか。 ②現時点では、眼の保護具のみ使用させる義務が課せられている化学物質がいくつかありますが、改正後はそのような化学物質でも、皮膚の保護具と眼の保護具の両方を着用させる義務が一律に課せられる、ということになるのでしょうか？ (告示案を読む限りだと、そのように解釈できます。) ③危険有害性クラスの中で「急性中毒(経皮)」も直接接触のリスクに大きく関係するものですが、なぜ「急性中毒(経皮)」を告示案に係わる義務の発生要件にできなかったのですか。 ④概要には「今後、毎年度 GHS 分類の公表に併せて、本告示における基準となる年月日(上の例では「令和 7 年 3 月 31 日」の部分)を改正し、」とありますが、これは新	①本告示は、安衛則第 594 条の 2 に基づく保護具の着用に係る対象物質(皮膚等障害化学物質等)を規定するものです。ご指摘の「化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」(平成 15 年 8 月 11 日基発第 0811001 号)を含めた関連通達について改正等を行うこととしますが、当該通達に記載された保護具の備付けが必要な物質は、主として労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)等における眼又は皮膚への障害に係る化学物質であるため、原則として対象外にすることは考えていません。 ②本告示は、皮膚等障害化学物質等を規定するものです。安衛則第 594 条の 2 では、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する際には、不浸透性の保護衣等の適切な保護具の着用義務が定められており、必要な保護具の選定等に当たっては、有害性及びその程度、作業態様、ばく露の程度等を踏まえてご判断いただくものと考えています。 ③「急性毒性(経皮)」については、経皮吸収による急性毒性を示す項目であるため、皮膚吸収性有害物質の要件に含めています。 ④本告示については、皮膚等障害化学物質等が追加又は削除されることを前提に、毎年、政府 GHS 分類の結果に基づき、改正を行う予定です。改正に当たり皮膚等障害化学物質等に変更がない場合には、厚生労働省ホームページ等にその旨掲載する予定です。

	規に該当する化学物質が無くても定期的に改正されるのでしょうか？ その場合、「該当化学物質は無し」とホームページや通達で公表していただけるのでしょうか？	
8	【リスクアセスメント対象物との関係について】 即時、皮膚等障害化学物質等として関係規定が適用されることについて、見直しをして頂きありがとうございます。即時は、あまりにも無理があります。 皮膚等障害化学物質についてもリスクアセスメントが必要ですが、リスクアセスメント対象物質の中から皮膚等障害化学物質は現状、選定されておりません。がん原性物質と同様にリスクアセスメント対象物質の中から皮膚等障害化学物質を選定するようにご検討をお願いします。 S D S に正しく記載されていないと該否が分からず、対応することが困難です。	皮膚等障害化学物質等は、政府 G H S 分類対象物質から選定しており、リスクアセスメント対象物についても、政府 G H S 分類で危険有害性区分を踏まえ定めています。これらのことから、基本的に、皮膚等障害化学物質はリスクアセスメント対象物になっており、S D S に記載がなされるものと考えています。 なお、皮膚等障害化学物質のうち、リスクアセスメント対象物に指定されていない物質についても、今後リスクアセスメント対象物に指定することを検討する予定です。
9	【皮膚等障害化学物質等のリストについて】 厚労省ホームページの皮膚等障害化学物質一覧について、27813-02-1の物質は、国による G H S 分類の名称メタクリル酸-2-ヒドロキシプロパン-1、2-ジオール、及び労働安全衛生法令の名称2-ヒドロキシプロパン-2-イル=2-メチルプロパン-2-エノアートが間違っているので、修正いただきたい。	御意見を踏まえ、厚労省ホームページの皮膚等障害化学物質一覧を以下のとおり修正いたしました。 ・国による G H S 分類の名称：メタクリル酸とプロパン-1, 2-ジオールのモノエステル（2つの構造異性体（CAS RN 923-26-2、CAS RN 4664-49-7）の混合物） ・労働安全衛生法令の名称：－

○ 本告示案とは直接関係の無い御意見

1	・ S D S への政府 G H S 分類の義務付けに関する御意見 ・ 政府 G H S 分類に対する御意見 ・ 家庭用品の表示に関する御意見	いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。
---	---	--